

## 三島由紀夫「弱法師」論

——背景としての昭和三十五年——

木 谷 真紀子

はじめに

三島由紀夫「弱法師」近代能楽集ノ内」は、昭和三十五年七月「声」に発表された。初収は三十七年三月二十日発行『三島由紀夫戯曲全集』（新潮社）、四十年五月十九日からアートセンター新宿文庫で、劇団NLTが初めて上演している。

「弱法師」は、午後から日没に至る晩夏の家庭裁判所の一室を舞台としている。盲目の俊徳を巡って、実親の高安夫妻と、終戦直後から十五年間育ててきた養親の川島夫妻が対立。調停委員を務めるのは、桜間緞子である。川島によると、俊徳は「一種の狂人」で、その狂気に「堪へに堪へ」ることで、今では「おそろし」い「絆」を持つに至ったという。高安夫人は初め川島の「虐待」を疑い、批判するが、次第に俊徳から母と呼ばれないことに「辛抱でき」なく

なる。夫に「呼び戻したかつたら、虫けらになる他はない」と俊徳が言うことを全て肯定するよう諭され、川島夫妻とともに「私たちはみんな莫迦で間抜けです」と俊徳に同意した瞬間、「正面の大窓徐々に夕日に染ま」る。緞子は、二組の両親に退出を促して俊徳と二人きりになると「すごい夕焼！」と感嘆の声を上げ、俊徳は自らが失明する前に見た「この世のをはりの景色」について語り出す。

「火が！ 僕の目の中へ飛び込んだ」と倒れた俊徳を「扶け起」した緞子に、俊徳は「この世のをはりを見たね。ね、見ただらう」と問いかける。緞子は「見ないわ」と断言。俊徳は、そんな緞子を一時は烈しく拒みながらも次第に受け入れ、「僕つてね、……どうしてだか、誰からも愛されるんだよ」と話しかけると幕となる。先行研究では、村松剛氏が『近代能楽集』の他作品とは「きわだつてちがって」おり、主役が「終末観そのもの」であることを指摘<sup>①</sup>。

堂本正樹氏は、俊徳の見た「この世のをはり」を綾子が完全に否定することは「豊饒の海」に「凄じい静謐、轟然たる寂寞として描かれる」<sup>②</sup>とし、さらに「三島が能から学び、意識的に推進した『独自の行動性』に於いて、特に顕著」な「もっと、注目されて良い作」と高く評価する。先田進氏も「作者自身の内的要請としての自己批評的モチーフから制作されているという点でも、集中の最高傑作」<sup>④</sup>とするが、その一方で、発表当時の昭和三十五年から照射した論考は管見に入らなかつた。

本稿では、「弱法師」が、〈上野の戦災孤児〉だった俊徳と実親の十五年ぶりの再会であること、また作品の舞台が「家庭裁判所の一室」であることに着目し、発表当時の社会状況をふまえて三島の執筆動機を考察する。そのうえで三島が創出した桜間綾子という登場人物が、俊徳に与えた意味を明らかにしたい。

### 第一章 〈上野の子〉の成長と再会

「弱法師」は、その題が示すように、元雅作の謡曲「弱法師」に材を得ている。讒言を信じ、息子・俊徳丸を追い出したことを後悔する高安通俊は、功德のために天王寺で七日間の施行をした。彼岸の中日、「弱法師」と呼ばれる盲目の「乞食」が来て、天王寺の縁起を説きながら舞う。日没を迎えると、弱法師は日想観をもとに西

方の極楽浄土を拝み、美しい光景を心眼で見ることが、現実には「弱法師」と呼ばれるがまま、足元もおぼつかず人におつかってしまふ。それを嘆き、狂おしい様を見せる「弱法師」こそ息子・俊徳丸だと気づいた通俊は、人が少なくなるのを見計らってから父と名乗り、家へ連れ帰る。

三島作「弱法師」の俊徳は、「上野の地下道」で物乞いをしているところを川島夫妻に引き取られて十五年。二十歳になる今年、実親の高安夫妻が現れ、家庭裁判所での調停となる。三島は、原作の舞台〈四天王寺〉を、〈上野〉と〈家庭裁判所〉に書き換えたのだ。

上野駅周辺は、戦争末期の強制疎開で空き地になっていた。上野駅から御徒町駅の間は大きくカーブする死角だったため、終戦後、巨大な闇市が開かれる。上野駅を起点とする東北、高崎、常磐各線、また上越、信越、総武、成田線を利用する乗降客が集まって闇市は発展。戦災孤児も、乗降客相手に禁制品などを売る闇屋の親方を手伝うことなど、生活手段を求めて上野に集まるようになる。初めは単独で〈貰い〉やモク拾い、靴磨き、新聞売りなどをしていったが、次第にそれらは〈親方〉や〈兄貴〉によって組織化されていく。<sup>⑤</sup>文学にも登場し、江戸川乱歩『少年探偵団』シリーズで活躍した「チンピラ別働隊」も、「モク拾い」をしていたところを小林少年にスカウトされた、上野の戦災孤児からなる十六名の集団だった。その

隊名や、良家の子女が構成する少年探偵団にはできない仕事を請け負っていたことなどは、〈上野の孤児〉への世間からの評価を端的に表していると言える。<sup>⑥</sup>

その「チンピラ別働隊」も徐々に隊員が減り、昭和三十三年の「妖人ゴング」（「少年」昭32・1〜12）では五人となった。同じ年、「文字通り、上野の児<sup>マア</sup>」だった若者が、留学試験に合格し渡米することを報告しようと、かつての仲間四名で児童施設の恩師を訪ねた記事が「朝日新聞」に掲載されている。「上野の子 こんなに立派に いまは学徒と工場責任者<sup>⑦</sup>」という見出しには、戦後十年を経ても〈上野の子〉が、〈戦災孤児〉や〈浮浪児〉を意味する語として認識されていたことを示す。翌年も、「戦災者、浮浪者の、ハキダメだった」上野の地下道に暮らし、「刈り込みで収容所脱走」など「当時の浮浪児おきまりのコース」を歩みながらも、早稲田大学に進学し、『不屈の青春』という書籍を出版した青年について報じられている。<sup>⑧</sup>

上野の戦災孤児は、同情や憐憫の対象であると同時に差別的なまなざしで見られていた。終戦から十年を経た日本で、〈上野の子〉のその後が注目されたのは、彼らが〈戦争〉の一面を象徴する存在だったからだろう。だからこそ、〈上野の子〉が、進学などの目標を達成したことが、社会を明るくするニュースとして、報道されて

いたのである。

しかし、彼らのような元〈上野の子〉が注目された理由として、昭和三十一年から、継続的に行われてきた戦災孤児の親を探す運動についても考える必要があるだろう。

同年二月二十二日、全国知事会の席上で阪本勝兵庫知事は「孤児のための全国的な親探し運動をはじめよう」と呼びかけた。<sup>⑨</sup>「孤児」は「戦災孤児、引揚孤児、置去られた捨子、はぐれた迷子」の「四種類」で、「朝日新聞」は、「この運動を美しく実らせるため、全国の各保護施設などをめぐり」「少しずつまとめて紹介する」と、都道府県や施設ごとに、孤児の情報を掲載している。この運動は「新聞協会賞」を受賞、<sup>⑫</sup>参議院でも感謝決議がなされるなど、大きな反響を呼んだ。「四千七百人を紹介 肉親と対面・三百四十八人」で、「目的一応果たし」て終了したのは、「弱法師」の発表から二年後の三十七年二月のことであった。<sup>⑭</sup>

具体的に最初の紹介記事では、東京都の二十三施設から百三十四人の写真と情報を掲載。その中に「戦災孤児」は十五名。さらに「空襲」や「戦災」で家族と「生き別れた」ことが明記されているのは六名である。また九名が「旧名不詳」、年齢にいたっては十三名が「推定」であった。<sup>⑮</sup>別の回には聴覚や手足が不自由な孤児も掲載されている。<sup>⑯</sup>東京大空襲で家族と生き別れ、今は北海道に住んで

いる人物についても、その兄弟が判明したことが大きく報道された。彼は逃げる途中で家族とはぐれ、終戦後、東京の施設に入所。ニシンの漁の網元の家に引き取られ、後に養子となった<sup>17</sup>。彼の情報が世に出たのは、養家に引き取られるまでいた施設が申し出でたからである。

「親探し運動」で紹介された中に、俊徳と同じ経験をしている孤児は、見受けられなかった。川島夫人は、俊徳を養子とした理由を「二等不幸のどん底にゐる子供を、私どもの手で救ひ上げて、この地上のたのしみの一切をその子のものにしてやらう」とした、とす。情報が公開された孤児と比しても、「この世のをはり」の光景を凝視し、目を灼かれた俊徳は「二等不幸」である。しかし「不幸」な孤児は数限りなくいた。戦後十年経っても、親を探す孤児がいることは「一般人は無論知らなかった<sup>18</sup>」が、親探し運動によって広く認識されるようになった。俊徳は自分の名前を覚えていたものの、川島夫妻が直接「親方に相応の金を払」って引き取ったため、その情報が公になることはなかっただろう。高安夫妻が言うように、十五年かかっても見つけられなかったのはいわば当然なのである。

空襲で家族と生き別れ、障がいを負い、上野で浮浪児となり、養子として引き取られたが、実の親からも彼を捜されていたという俊徳は、当時の読者が日々新聞で目にするような（上野の子）らしい

人生を送っていた。さらに、俊徳が語る「この世のをはり」、つまり空襲の光景を知る読者も、日本中にいたはずだ。

謡曲「弱法師」が描いた親子の生き別れを、昭和三十五年を舞台に（現実感あるもの）として描いたのが、「弱法師」の俊徳の人生なのである。

## 第二章（未成年者）たる家庭裁判所での俊徳

謡曲「弱法師」の舞台、四天王寺には「病者・癩者を救済する施設が設けられ」「施行が引かれた石の鳥居のある西門付近」には「念仏道場があつて、下層民にとつての宗教的メッカ<sup>19</sup>」であつた。

つまり、四天王寺は（救済）を得られる場だからこそ、病や障がいのある人が集まったのである。三島は後に、「日本ではあんな魂にふれるようなところはない」（三島由紀夫、武田泰淳対談「文学は空虚か」40巻689〜690頁）とまで言つたベナレスに「弱法師」の四天王寺を重ねている。その理由は、ベナレスが救済を与える場として「現在只今活きている」（同）からだ。当然ながら救済の場たる（四天王寺）は、俊徳が拾われた（上野）ではない。三島が選んだ、もう一つの「弱法師」の舞台が家庭裁判所であつた。

少年保護制度が全国に施行されたのは昭和十七年元日。終戦後の犯罪少年の急激な増加に対応するため、少年審判所は二十一年八月

に十八庁となった。一方、家事審判法は二十三年元日から全国に施行され、地方裁判所の支部として全国で二百七十五庁の家事審判所が誕生する。同年は、少年審判所が五万一千件の少年事件を、家事審判所が約十七万一千件の審判事件、および約三万三千件の調停事件を処理。この四倍近い少年審判所の負担を問題視したGHQ公安課行刑係長ルイス博士の強い提案で、法務省少年矯正局立法部は、二十四年一月に少年裁判所と家事審判所と併せた〈家庭裁判所〉を発足させる。〈家庭裁判所〉は「新憲法施行に伴う」「司法制度改革の中でも、最も画期的な制度として、当時国民の寄せる期待と関心も大き」<sup>21</sup> かったため、「構成や機能を」「社会全体に知らせる」必要があった。同年、母親役の水谷八重子と息子役の男の子が、一緒に「家庭裁判所のリーフレットにうれし気に見入っている」構図のポスターを作成。「まあ、これで安心!」とのコピーは「家庭特に夫婦の問題と少年の問題について頼りになる存在であるということを表現し」たからだという。

村松剛氏は、調停委員をしていた母親から、「昭和三十一年頃」、三島が「参考人として」家庭裁判所に「姿を見せた」ことを聞き、「弱法師」がこの経験に基づいていることを指摘している。<sup>22</sup> しかし三島は、二十六年一月に、狂言「右近左近」の「現代化」(「おくがき」『詩を書く少年』昭31・6、角川小説新書、29巻222頁)とする

作品を「家庭裁判」(「文藝春秋」)の題名で発表している。法学部出身で刑事訴訟法に「魅惑」(「法律と文学」)「東大緑会大会プログラム」昭36・12、31巻684頁)されていた三島が、戦後の司法制度改革の(象徴)ともいえる家庭裁判所に、早くから注目していたとも考えられるのではないだろうか。

「弱法師」の調停委員・桜間級子は、家庭裁判所を「どんな争ひも程のいい微笑に変わる場所」、自分の役割を、「双方へ等分に、相応の満足と、それから相応の不本意をさしあげる」と定義している。本来、家事調停とは、調停官(裁判官)と調停委員(民間人)二名が、「調停委員会として当事者に応接し」話し合いで紛争を解決できるように助言や斡旋をする手続きをいう。しかし、「裁判官数の絶対的不足から」「裁判官不在の調停」がほとんどで、「欠席する調停委員も結構あ」つたため、「出てこられた一人の調停委員だけが当事者と相対する」、つまり「弱法師」のように調停委員が一人だけという例も少なくなかった。<sup>23</sup>

また本作が調停を描いている以上、その申立の内容を考える必要があるだろう。高安夫妻の「川島家にお世話になつてゐる」「厄介払ひしたいお気持ちなんでせう」との発言から、俊徳に川島家を出させて引き取りたいという意志が分かる。(養子縁組の取消または無効確認調停)、(実親子関係不存在確認調停)という可能性もある

が、子である俊徳の引き渡しを目的とする（親権者変更調停）を申し立てたと考えるのが最も自然であろう。

家庭裁判所の月報に記された（幼児引渡請求事件）や（親権者変更審判事件）のほとんどが、離婚した夫婦間など、実親である父親と母親間での調停や審判であった。それら（引渡請求事件）の中で、世論を動かすほどの話題となったのが、「マリアンヌ事件」である。マリアンヌは、米兵を父、スウェーデン人ヴィヴィアンを母として生まれたが、父は音信不通になり、母もまもなく死亡する。マリアンヌの祖父は帰国に際し、ヴィヴィアンと親しかった日本人女性・山口ヒデに孫の養育を依頼。ヒデは夫との子をもうけずにマリアンヌの養育に専念した。小学校に入学する六歳になったため正式に養子縁組の手続きをしようとすると、国籍のあるスウェーデンにマリアンヌを帰国させるべきである、との回答を同国公使から受ける。

ヒデが肯んじなかったため、公使は外務省や日米戦災孤児委員会に依頼したが決着はつかず、ついにマリアンヌの引渡を請求する訴えを起こす。結局マリアンヌはスウェーデンに（帰国）することになったが、日本語だけを話し、日本食で育ったことも注目され、横浜の味噌醸造会社が「マリアンヌちゃん、日本を去らないでください」のコピーとともに、広告を掲載するなど、約二年間大きく報道されていた。<sup>26)</sup>この（国際問題）にまで発展した（引渡請求事件）は、

「弱法師」の背景として考慮する必要があるのではないだろうか。

「弱法師」の調停が、親権者変更をめぐる引渡請求であった場合、注目しなければならぬのが、「今年二十歳におなりでいらつしや」という俊徳の年齢だろう。五歳の時に別れ、その後川島夫妻が十五年育ててきたという年月も強調されるため、俊徳を（二十歳）と考えてしまいがちである。さらに俊徳は喫煙を習慣にしている。しかし法律的に（成年）となる二十歳であれば、（親権者変更）の調停を申し立てることは不可能である。俊徳の実際の年齢や誕生日は、今回の高安夫妻からの申立て初めて明らかになった可能性が高い。本作が「晩夏」を舞台にしている以上、俊徳が二十歳になるまでに残された時間は最長で約四ヶ月。誕生日を知る高安夫妻が、俊徳が未成年の間に（取り戻そう）と考えたことが、緊迫した展開を生み出したとも考えられるのだ。

俊徳は、級子以外の大人をすべて意のままに動かしてきた。それは単なる（子どもとしての我が儘）なのか、すべてを計算し、自らの世界を構築したうえでの意図的なものなのか。俊徳と二人きりになる級子に、川島夫人は「嫣然と笑」いながら「あの子は危険ですよ」と忠告した。これまで俊徳について積極的に語ってきたのは川島であり、この「毒」は夫人の語る初めての（俊徳の本質）と言え、彼らが男女の関係にあることさえ暗示する。

繰り返すが、〈戦災孤児〉の殆どの旧名や年齢が不詳だった。俊徳は終戦の年に自分の名前を覚えていながらも〈親権を取り合われる〉未成年でなければならず、さらには〈母親〉をして「危険」と言わしめる男性としての魅力がなくてはならない。三島は、そのすべてを持つ年齢として、〈間もなく二十歳になる十九歳〉の俊徳を描き出したといえるだろう。

### 第三章 「この世のをはり」の否定

成年と未成年の間にある俊徳は、その狂気、「色白の気高い顔立ち」、盲目であること、さらには「なかなか気のきいたことも言う知性がいまいった不思議な魅力で周囲を翻弄する。「天王寺縁起、若しくは善光寺縁起に附会された盲目の寺奴の芸能が、田楽（略）、能、五説経の一つ、おとぎ草子、古浄瑠璃、歌舞伎などに連綿と伝えられ、受けつがれた、民族的な一大説話<sup>②</sup>」である俊徳丸の物語では、盲目の原因に実父や継母が関わり、家を出されるなど〈愛されない〉姿が描かれてきた。二組の親に奪い合われる三島作「弱法師」は、全く新しい俊徳像を描く。川島によると、俊徳は「実の御両親が現はれたときいても」「まるで感動を示しもせず、ここへ来るあひだも至極つまらなさうな顔をして」いた。つまり「弱法師」には、親子の〈再会〉の物語にあるべき〈感動の対面〉が存在しな

いこと、三島の主題が〈再会〉による救済ではないことが、俊徳の登場前に明示されるのだ。

感動の再会を結末としない〈奪い合われる俊徳〉によって新しく創出された人物が、調停委員・桜岡級子である。前半の級子は中央に立ち「見えない秤を手を持つ」って、二組の両親を対比させ、また後半は俊徳が対峙し、対比される人物となる。級子は調停委員であることと、「四十歳をこえた美貌の和服の女」であることしか分からない。調停委員は四十歳以上と定められているため、三島が設定したのは「美貌」であり「和服」を着ていること、また「女」であることのみだ。<sup>③</sup>

級子は感情的になる両親をなだめ、家庭裁判所や調停委員である自分の役割について述べた後、俊徳を迎えに行き、手をひいて登場する。駆け寄った〈実母〉高安夫人の手は「邪慳にふりのけ」たことから、俊徳にとつての級子が〈手をとられてもいい〉存在であることが示される。

俊徳の初めの言葉は「僕に見えやしません」と、盲目であることを示すものである。「ひどく暑い」俊徳は、「僕のまはりに火が燃えさか」り、「輪踊りをしてゐる」ことに級子の同意を求めめるが、級子は微笑して「いいえ、今は夏だから」「きちんと紳士らしい服を召していらいしやるから」と即座に否定する。俊徳は「見かけはど

うでも」よく、「僕にわかるのは」「感覚」でしかないと述べたうえで自らを「裸かの囚人」と定義する。一番に同意した川島夫人が「お母さんはいつもわかりがいい」と俊徳から褒められると、高安夫人は、俊徳が自分を母と呼ばないことに不満を示した。俊徳は「母親と呼ばれたかつたら、僕に同意しなくちやいけません」と述べる。母と呼ばれたい両夫人はもちろん、父と呼ばれた川島、高安の二人も、俊徳に同意するしかない。しかし級子は、当然ながら「母」になりたいとは思わないため、俊徳に同意せず、否定することが可能なのである。

四人全員が俊徳に同意すると、俊徳は「涙の出るほど笑ひころげ」て、「やつと二組の両親が揃った」と言う。「異様な沈黙」を経て、級子が本題、つまり川島夫妻が有する俊徳の親権を高安夫妻に移行するか、という調停に入ろうとするものの、俊徳は、級子に発言することさえ許さない。級子は俊徳と語るために両夫妻を退出させるが、一旦は去った川島夫人がわざわざ戻って、級子に俊徳の「毒」を「忠告」した。この発言に伴い、俊徳を包む級子の感情が、ただの〈母性〉による愛情とは解釈できなくなることを予測させる。級子と二人きりになると、俊徳は両親がいるときのように、級子をだまらせようとはせず、呼称を「あなた」に改める。他と区別する必要がないためでもあろうが、「桜間さん」と「俊徳さん」から、

「あなた」と「あなた」になったことは、二人の関係性において重要であろう。さらに俊徳は「川島の母は、あなたがきれいな方だつて言つてましたよ」と述べる。調停委員は、一般に調停以外で申立人や当事者と会うことはない<sup>⑤</sup>。今回、川島夫妻と俊徳は家庭裁判所まで一緒に来て、俊徳は調停が始まった時から別室で待機していた。級子の美しさを伝える時間はなかったはずであり、このことから二つの可能性が示される。まず俊徳を交えず一回目の調停が行われていたか、或いは俊徳がその持つ「毒」を級子に発揮したか、である。さらに俊徳は「私はもうおばあさん」という級子の発言を、「ひどく激して立上」って否定。「明いてある目は形だけしか見ない」と、年齢とは意味を持たないもので、世間がとられる「形」に過ぎないという価値観を示す。若く目の見えない俊徳が「きれい」と言ったこと、「年齢」自体を意味のないものとしたことは、級子の「さう言つていただく勇氣が出来ます」「世間では年齢でしか人を見ないんです、殊に女は」という語を引き出した。この「勇氣」は、「女」としてのものであり、二人の関係は「あなた」と「あなた」から、「女」と何者かにまた変化するのである。

級子は、俊徳に「夕焼」を告げる。言うまでもなく、日想観の時を告げているのである。日想観とは、「彼岸の中日に、四天王寺西門の石の鳥居を通つて明石海峡に沈んでいく夕日を拝み、日が沈ん

でもなお夕日の形状をありありと心眼に浮かべる観法」で、「西方極楽浄土を観想する十六観法の筆頭に置かれている」<sup>③</sup>。

先述したように、四天王寺の西の鳥居は、病者に救済を与える場であった。謡曲の俊徳丸は、父に入り日の時を告げられると、その西の門が浄土の東の門であると告げ、熱心に日想観を行う。俊徳丸は実際よりも美しい難波の浦や淡路、紀伊に広がるような極楽浄土を心眼で見、次第に狂乱状態に陥っていく。三島は、謡曲「弱法師」を「そこにはないものが見え」る「日想観でもって」「完全に引き締まっている」と評し、家庭裁判所の西の門を「地獄の東の門」とする自作の俊徳の思考も「原作にある」ものとす<sup>④</sup>。

俊徳の目に映る「この世のをはり」は、彼の眼を灼き、彼の「見た最後の光景」になった。見た光景がそのまま盲目の理由となった点では俊徳丸とは異なるが、俊徳丸は親に追い出された悲しみで盲目になっているため、〈盲目〉は両者が背負う運命の象徴と言えよう。俊徳は、「この世のをはり」を見た。人の本当の声を聞き、その姿を見た。そして生き残った後を見ることを止め、「終末観に腰をすえ」るようになる。逆のいい方をすれば、「この世のをはり」を見たからこそ、またそれを最後に失明したからこそ、この世が「地獄」に向かうという、俊徳にとつての〈現実〉に目覚めたのである。

しかし絺子は「この世のをはりを見たね。ね、見ただらう」という俊徳に対し、「躊躇ののちの決断」により、「いいえ、見ないわ」と答える。俊徳は絺子の手を「はげしく」「ふり払ひ」「あつちへ行け」「けがららしい」と叫ぶが、それにも動じず絺子は「ここにおます」「……あなたが、少し、好きになつた」と告げる。俊徳は絺子を「君」と呼びはじめ、「いやな女」とするが、「ずっとあなたのそばにゐたい」と言われると、はじめて自ら「手を貸して」と他者の手をとる。俊徳が触れた手は「ただの凸凹」ではなく、「やはらか」く「苦勞をして」いない、絺子の人生を表していた。絺子は「腹が空いちやつた」という俊徳の手をとつて椅子に座らせ、微笑みを残して去る。そんな絺子に、俊徳は「僕つてね、……どうしてだか、誰からも愛されるんだよ」と声をかけるものの、「明るい部屋に」「一人ぼつねんと残つてゐる」。

〈見えない〉俊徳は、それぞれが見たいものを見せる存在であった。川島夫人は俊徳が「二等不幸のどん底」にいながらも「光が漂」う「王子さま」に見えたからこそ彼を拾った。川島は、かつては「固い殻」を持つ「理解できない」「狂人」を、今は「いい友人」を見ている。高安夫妻は「スポイル」され、「ひねくられて育つてしまった」「金持の坊ちゃん」を見た。俊徳は、自らが「愛される」ことを知っている。しかし、高安夫妻の〈理想の親子〉たらんとし

た〈愛情〉や、川島夫妻が「その子のものにしてやらう」とした「この地上のたのしみの一切」も俊徳が望んだものとは乖離していたのではないか。両親の愛は、強ければ強いほど俊徳を孤独にするエゴイステイックな愛でしかなかった。調停委員としてあらゆるものを見過ぎていた綾子は、その「愛」の本質を見る。綾子が見た俊徳は観客に示される俊徳と同じ、電光という〈作られた〉光に照らされ「一人ぼつねんと残」る青年だったのではないだろうか。

俊徳を〈否定できる〉ことが示されてきた綾子は、俊徳にとつて「それがなくては僕が生きていけない」ものであった「この世のをはりの景色」を「奪はう」とする。言いかえれば綾子は、『金閣寺』(「新潮」昭31・1〜10)で「金閣」を奪われた溝口が「生きよう」としたように、「この世のをはり」の光景を俊徳から奪うことが、「死んでみた」俊徳に新しい生を与えることを知っていたのだろう。俊徳にとつて、自分を否定し、生きてきた〈世界〉をこわし、そのうえで「好きになつた」と告げた綾子は、はじめての「どうにもならない」大人だった。「この世のをはり」を最後に見ることを止めていた俊徳が、綾子の手はその人生を見ることができたのは、両親のそれとは違うことで、二人の「愛情が結び合」ったからである。「終末観」に基づくこれまでの人生を奪われた俊徳は、新しい人生を構築していかなければならない。俊徳の残されるのが「裁判所の

一室」であるのは、彼の人生が今なお解決が先送りにされた、先の〈見えない〉ものであることを示しているのだろう。

おわりに

『金閣寺』には、放火の夜、闇夜に紛れた金閣が以下のように表現されている。

これほど完全に細緻な姿で、金閣がその隈々まできらめいて、私の眼前に立ち現はれたことはない。私は盲人の視力をわがものにしたかのやうだ。(略)

金閣はなほ耀いてゐた。あの「弱法師」の俊徳丸が見た日想観の景色のやうに。

俊徳丸は入日の影も舞ふ難波の海を、盲目の闇のなかに見たのであつた。曇りもなく、淡路絵島、須磨明石、紀の海までも、夕日に照り映えてゐるのを見た。…… (6巻265、269頁)

溝口が「盲人の視力」で見た金閣は、「美と考へたものの全貌」を有するものだった。つまり俊徳の言うように、見えないからこそ見えるものがあり、見たいものが見えることが書かれているのである。

「弱法師」執筆時の三島は、〈鉢の木の会〉の同人とともに、『季刊雑誌「声」』(にはか編集者の文学熱「毎日新聞」昭33・9・14、30巻637〜639頁)を編集していた。それは三島に、「文学青年時代の

文学熱がよみがへつてきた」(「同」)という喜びを喚起させ、「ムリヤリ書かれた文章は、一つもない」という「矜り」(「同人雑記」「声」昭35・1、30巻666〜667頁)や、「ジャーナリズムでは絶対にできない仕事」(「侃侃諤諤を駁す―交友断片」「群像」昭35・1、31巻307〜308頁)をしているという自負を抱かせるものであった。そもそも「道成寺」(「新潮」昭32・1)の後、途絶えていた『近代能楽集』を執筆したのも、「声」の同人にすすめられ(「ドナルド・キーン宛書簡」昭34・1・30付、38巻348頁)たからであり、「第三号から、又、『近代能楽集』の連載をはじめることになりました」(「同」という意志さえ持っていた。実際には、「熊野」(「声」昭34・4)と「弱法師」二作のみが発表されたが、「口角の泡」『近代能楽集』ニューヨーク試演の記」の原稿を送付した際も、「今度は気分を楽にして、『声』にはもと／＼御縁のある『近代能楽集』の試演のやうを、たゞの報告として、書いてみたい」(「中村光夫宛書簡」昭35・11・18付、38巻731〜732頁)とするほど、三島にとって『近代能楽集』と「声」は密接につながる存在であった。

三島は謡曲「弱法師」に描かれた日想観にかねてから興味を持っていた。『金閣寺』に日想観を描いた同じ頃、(上野の子)である戦災孤児のその後や、子の引渡請求の国際審判が話題となる。さらに発足当初に自作の題名を得た家庭裁判所に、参考人として出向い

たことなども重なった。思いのままの作品を発表できる「声」という発表媒体を得、『近代能楽集』を書きたいという意志を強く持ち、素材となる作品を求めたことが、「弱法師」執筆の契機となったのではないか。そして昭和三十年代前半の社会状況や自らの経験をあわせ、養親と実親が子を取り合う新しい「弱法師」を構築したのである。

俊徳の終末観は、絺子という調停委員によって否定される。「それがないと生きられない」ほどに固執してきた戦争の「この世のわり」の風景を奪われた十九歳の青年は、今後、人工の光の下、新しい人生を歩むしかない。戦争によって人生を左右され、その後、一切の見ることを拒んできた俊徳が、家庭裁判所の(調停委員)である絺子に(をはりからの始まり)を与えられたのが「弱法師」であるとして本稿を終わりたい。

#### 注

- ① 村松剛「死の世界の再現」(『三島由紀夫の世界』平2・10・25、新潮社)、299頁。
- ② 堂本正樹「『弱法師』に見る伝承と再生」(『劇人 三島由紀夫』平6・4・15、劇書房)249頁。また田村景子氏も、『豊饒の海』との共通点を指摘している。(「この世のをはりの楯は消えない」『弱法師』論)『三島由紀夫と能楽』『近代能楽集』、また墮地獄者のパラダイス」平24・11・25、勉誠出版)221〜243頁。

- ③ 堂本正樹「近代能楽集の『能』と『近代』」(前掲「劇人 三島由紀夫」185頁)。
- ④ 先田進「三島由紀夫『弱法師』における《盲目》の意義」(『人文学研究』23、平6・12)。
- ⑤ 戦後の上野については、逸見勝亮「敗戦直後の日本における浮浪児・戦災孤児の歴史」(『北海道大学大学院教育学研究紀要』103、平19・12)、田宮虎彦編『戦災孤児の記録』(昭46・6・30、太平出版社)、早乙女勝元・土岐高雄編『写真・絵画集成 戦争と子どもたち 6 焦土から立ちあがる』(平6・6・25、日本図書センター)などによった。
- ⑥ 江戸川乱歩の作品は『江戸川乱歩全集24』(昭54・5・25、講談社)によった。また、二ツ森由起氏は、「チンピラ別働隊」を活躍させることで、乱歩が「当時の浮浪児たちの扱いに対する批判を示した」と指摘している(『江戸川乱歩『少年探偵団』研究——チンピラ別働隊を中心に——』(群馬県立女子大学・国文学研究 23、平15・3))。
- ⑦ 「上野の子、こんなに立派に、いまは学徒と工場責任者 伊藤君の留学を祝い 四人そろって恩人訪問」(『朝日新聞 朝刊』昭32・8・24)。
- ⑧ 「不屈の青春」に幣原賞 戦災孤児学生・山本君を称えて」(『朝日新聞 朝刊』昭33・11・20)。
- ⑨ 「この子たちの親を探そう」 全国ではほぼ五千人 兵庫県知事が呼びかけ」(『朝日新聞 朝刊』昭31・2・23)。
- ⑩ 「天声人語」(『朝日新聞 朝刊』昭31・2・26)。
- ⑪ 「この子たちの親を探そう」(1) (『朝日新聞 朝刊』昭31・2・25)。
- ⑫ 朝日新聞百年史編修委員会『朝日新聞社史 昭和戦後編』(平6・7・10、朝日新聞社)によると、「従来は政治問題、暴力、汚職などの社会悪にむけたキャンペーンが通例」の中、「ふつうの人びとの生活に結びつく社会派キャンペーンの道をひらいた運動だといわれた」と、新聞の新しい可能性を開く運動として評価されたとしている。
- ⑬ 「参議院会議録情報 第024回国会 社会労働委員会 30」<http://kokkaiid.gopj/sent/aku/sangin/024/0188/02405020188030.html>
- ⑭ 「親さがし・六年の歩み 目的一応果たし、運動終る 四千七百八人を紹介 肉親と対面・三百四十八人」(『朝日新聞 朝刊』昭37・2・26)。
- ⑮ 注⑪に同じ。
- ⑯ 「この子たちの親を探そう」(4) (『朝日新聞 朝刊』昭31・3・4) 掲載の中に、旧名不詳の聴覚の不自由な三名が、また「『同』(7) (『朝日新聞 朝刊』昭31・3・18) には、空襲で父を失い、左腕が不自由になった一名が掲載されている。
- ⑰ 「十一年ぶりに、声の対面」東京空襲で別れ別れの兄弟」(『朝日新聞 朝刊』昭31・3・26)。
- ⑱ 山田哲郎「里親にもっと保護を、親探し運動」に思う」(『朝日新聞 朝刊』昭32・9・28)。
- ⑲ 小林健二「◆作品研究『弱法師』」(『観世』72—1、平17・1)。論中、吉田東伍氏、天野文雄氏、香西精氏の『太平記』「相模入道弄田染並闘犬事」に関する研究史をまとめ、香西氏の「弱法師が一般に足元のわるい乞食坊主の異名として、特に天王寺に集っていた片輪の乞食として古くからあったことの傍証とした」ことを「慧眼」としている。
- ⑳ 最高裁判所事務総局家庭局「家庭裁判所十年の歩み」(『家庭裁判所月報』10—1、昭34・1)。
- ㉑ 最高裁判所長官 田中耕太郎「家庭裁判所創設十周年を迎えて」(『同』)。
- ㉒ 注⑳に同じ。

- ②③ 家庭局長 市川四郎「家庭裁判所創設当時の思い出」(同)  
注1に同じ、303、304頁。
- ②④ 高野耕一「べからず一〇条べし三条——『調停委員としてのプロ』を  
目指して——」(『家事調停論』平14、2・28、信山社出版株式会社) 237  
頁。
- ②⑥ 審判や調停の実例は、最高裁判所事務総局「家庭裁判所月報」の主に  
昭和三十年(第7巻)から、三十五年(第12巻)の記録を参考にし  
た。
- ②⑦ 「マリアンヌ事件」については、「家庭控一 幼児引渡請求事件——監  
護権者が第三者に幼児の監護教育を委託して死亡した場合においてあら  
たに法律の規定により選任された監護権者の右受託者に対する幼児引渡  
請求権の有無——(いわゆるマリアンヌ事件の判決)」(最高裁判所事務  
総局「家庭裁判所月報」10—7、昭33・7)を中心に、昭和三十一年の  
「朝日新聞 朝刊」から「孤児めぐって愛情合戦 育ての親と肉親の国  
十四日、横浜で国際裁判」(3・8)、「話し合いの糸口つく マリアン  
ヌちゃんの引取り問題 育ての親とラ公使会う」(3・13)、「傍聴席に  
女性の姿 横浜 国際孤児の裁判開く」(3・14)、「来月から小学校  
マリアンヌちゃん 気持硬化した山口夫妻」(3・31)を参考にした。
- ②⑧ 堂本正樹「三島由紀夫——『弱法師』を視座として」(『国文学』17  
—11、昭47・9)
- ②⑨ 最高裁判所事務総局家庭局「調停委員」(前掲「家庭裁判所月報」10  
—1)
- ③⑩ 注②⑤に同じ。
- ③⑪ 鎌田東二「弱法師」と日想観」(『観世』72—3、平17・3)
- ③⑫ 三島由紀夫、奥野建男、水田晴康、寺崎嘉浩「座談会 近代能楽集に  
ついて」(『NLTプログラム』2、昭40・5)

- ③③ 注③②に同じ。
- ③④ 注③②に同じ。
- ③⑤ 注③②に同じ。
- ③⑥ 注③②に同じ。

〔付記〕 本文に引用した三島由紀夫の文章は『決定版 三島由紀夫全集  
全42巻 補巻1別巻1』(平12・11・1、平18・6・1、新潮社)  
を底本とした。引用の際、ルビは簡略化し、旧漢字は新漢字に改  
めた。

また、調停や裁判などについて、大阪弁護士会所属、山口茜氏に  
ご教示いただいた。記して深謝したい。